

平成 10 年 10 月 19 日制定（空航第 802 号）  
平成 12 年 1 月 28 日一部改正（空航第 64 号）  
平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空航第 566 号）  
令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国空航第 3037 号）

航空局安全部安全政策課長

緊急時の場合においてとるべき措置等に係る  
技術上の基準（外国から要撃を受けた場合）

## 1. 目的

本基準は、本邦航空運送事業者が緊急時の場合においてとるべき措置等（外国から要撃を受けた場合）について運航規程に設定する際の技術上の基準を定めることを目的とする。

## 2. 基準

要撃を受けた航空機が、次の措置を行うようになっていること。

- (1) 他機により要撃を受けた航空機は、直ちに次の措置をとる。
  - a) A I P E N R 1 . 1 0 表 1 に定める視覚信号（Visual Signals）を理解し応答することによって、要撃機の指示に従う。
  - b) 可能ならば、適切な航空交通業務機関に通報する。
  - c) 緊急周波数 1 2 1 . 5 M H z により呼出しを行い、要撃機又は適切な要撃管制機関と通信の設定に努め、自機の識別符号及び飛行の概要を通報する。  
緊急周波数 1 2 1 . 5 M H z による交信ができない場合、可能ならば、緊急周波数 2 4 3 . 0 M H z により当該呼び出しを繰り返す。
  - d) S S R トランスポンダーを装備している場合には、適切な航空交通業務機関から別に指示された場合を除き、モードA、コード 7 7 0 0 を発信する。
- (2) 要撃管制機関その他要撃機以外の機関から無線電話により指定空港に着陸するよう要求されるなど、領空侵犯を終了させるための指示を受けた場合は、速やかにその指示に従う。
- (3) 要撃機以外の機関から無線電話により受領した指示が、要撃機の視覚信号（Visual Signals）による指示と異なる場合は、要撃機からの視覚信号（Visual Signals）による指示に従いながら、速やかにいずれかの指示が正しいかについて確認を求める。
- (4) 要撃機以外の機関から無線電話により受領した指示が、要撃機の無線電話による指示と異なる場合は、要撃機の無線電話による指示に従いながら、速やかにいずれの指示が正しいかについて確認を求める。
- (5) 要撃において通信は設定されたが共通語による意志の疎通ができない場合、A I P

E N R 1 . 1 0 表 2 による用語及び発音で当該用語を 2 度送信し、指示の伝達、  
伝達された指示の確認及び必要な情報の伝達に努める。

附 則

本基準は、平成 12 年 2 月 1 日より適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日）

本基準は、平成 23 年 7 月 1 日より適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

本基準は、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。